

川崎市上下水道局一般競争入札実施要綱

(平成6年2月17日5川水総契第71号)

川崎市上下水道事業管理者が発注する建設工事の請負契約において、入札に参加する者に一定の資格を定める一般競争入札の実施については、川崎市一般競争入札実施要綱（平成6年1月5日5川企工第149号）及び川崎市一般競争入札実施要綱運用指針（平成6年1月5日5川企工第149号）を準用する。この場合において、同要綱及び同要綱運用指針中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と読み替えるものとし、その他の読替えを要する字句については、当該契約に係る上下水道局の組織、規程等に応じて、適宜読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年2月17日から施行する。

附 則（平成7年6月19日7川水総契第11号）

この要綱は、平成7年6月19日から施行する。

附 則（平成8年6月14日8川水総契第25号）

この要綱は、平成8年6月14日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総契第1176号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。